

令和 7 年度 袋井市環境美化運動実施要領

1 実施前の準備

(1) 刈草用コンテナ、廃土用コンテナの設置を希望される場合

ア 実施日の 10 日前までに、別紙 1 の記入例を参考に「環境美化運動における刈草用コンテナ設置計画書」または別紙 2 の記入例を参考に「環境美化運動における廃土用コンテナ設置計画書」を市役所環境政策課へ提出してください。

イ 1 自治会につき、刈草用・廃土用それぞれ 2 箇所以内でお願いします。
2 箇所以上必要の場合は、御相談ください。（1 箇所＝1 基）

ウ コンテナの設置費は無料です。

エ コンテナは運動実施日の前日に指定場所へ設置しますが、設置場所は十分なスペースが確保できるところを御指定ください。

(ア) 刈草用コンテナ：最大 容量：10 m³ 縦：3.6m 横：2 m 高さ：1.4m

(イ) 廃土用コンテナ：最大 容量：8 m³ 縦：3.6m 横：2 m 高さ：1.2m

オ コンテナ設置業者

刈草用コンテナ・設置業者 (有)西谷商店（田町 2-2-14 電話：42-5025）

廃土用コンテナ・設置業者 アンドー物流(有)（葵町 2-6-1 電話：44-1130）

刈草と廃土で依頼先の業者が異なりますので、様式の違いに御注意ください。

○刈草用コンテナ 注意事項

剪定枝・刈草は、必ずコンテナ内に集積してください。

コンテナ内以外の場所に置かれている剪定枝・刈草は、回収できませんので御注意願います。

また、剪定枝・刈草は、焼却処分ではなく、堆肥などにリサイクルを行っています。

剪定枝・刈草以外は処分できませんので、コンテナの中にビニール袋（袋井市指定ごみ袋も含む）など、剪定枝・刈草以外のものを絶対に混ぜないでください。

剪定枝・刈草以外のものが混入していた場合は、自治会にて分別を行っていただくこととなります。

○廃土用コンテナ 注意事項

土のう袋は、必ずコンテナ内に集積してください。

コンテナ内以外の場所に置かれている土・土のう袋は、回収できませんので御注意願います。

また、処分場では、土以外の処分ができませんので、空き缶、ペットボトル、プラスチック、金属、草など土以外のものは絶対に混ぜないでください。

土以外のものが混入していた場合は、自治会にて分別を行っていただくこととなります。

(2) 草刈り機の借用を希望される場合

次のとおり無料貸出しを行っていますので、各担当課へお申し込みください。

機種等	お申込先	条件
肩掛け用草刈機	市役所環境政策課 (Tel 4 4 - 3 1 1 5)	1 自治会 5 台まで (燃料は各自治会にて御用意ください) ※実施日が各自治会で重複した場合は、貸出台数を調整させていただきます。
大型手押式草刈機	市役所維持管理課 (Tel 4 4 - 3 1 3 0)	維持管理課へお問い合わせください。
斜面用草刈機		
草刈機用燃料		1 自治会 5 0 ㍓まで無償配布

【注意】草刈機の使用について

草刈機を使用して草刈を実施される場合には、刈刃への接触、石が跳ね飛ぶなどの恐れがあります。市が加入している「市民総合賠償補償保険」では、活動者が他の人にけがをさせたり、物を破損させた場合には保険の適用対象外となりますので、周囲（目安：15m以内）に人を近づけない、あるいは移動可能なもの（車等）をあらかじめ退避させるなど、事故防止のための事前対策をお願いいたします。

(3) 土のう袋、ごみ袋が必要な場合

市役所環境政策課にて無償配布します。平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 までの間にお越し下さい。（事前連絡により浅羽支所でも対応いたします。）

(4) 刈草・剪定枝を自治会にて処分される場合

以下の 2 施設が無料で御利用いただけますが、焼却ごみの削減を図るため、できるだけ「アハケ代造園」への搬入をお願いいたします。

ア ハケ代造園 宇刈事務所（宇刈 1 3 9 1 - 1、電話 4 9 - 3 0 2 0）

搬入時間 月曜日～土曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0（祝日営業）

搬入方法 事務所受付にて自治会名を伝えてください。

※書類等は必要ありません。

処 分 料 無料

イ 中遠クリーンセンター（岡崎 6 6 3 5 番地の 1 9 2 電話 3 0 - 0 5 3 0）

搬入時間 月曜日～金曜日 9：00～12：00（祝日休業）

13：00～17：00

土曜日

9：00～正午（祝日休業）

搬入方法 **別紙 3** の記入例を参考に、「一般廃棄物処理手数料減免申請書」をクリーンセンター計量所窓口へ提出してください。自治会活動で出た可燃ごみであれば、申請書に自治会長の記名・押印（自治会長印）及び必要事項の記入で、手数料は無料になります。

※署名（自書）の場合は、申請書への捺印は不要です。

(5) 堤防などで刈草の焼却をされる場合

野焼きの煙による体調不良や臭い等、地域住民からの苦情が多く寄せられています。周辺住民の生活環境に配慮するため、刈草は可能な限り（1）コンテナ利用（4）施設への搬入によって処分するようにお願いします。

やむを得ず自治会活動で河川や堤防の刈草を焼却する場合は、事前に住民の皆様へ周知するとともに、**別紙 4** の記入例を参考に「火災とまぎらわしい煙または火災を発する恐れのある行為の届出書」を実施する **10 日前までに消防署へ提出**してください。

なお、届出された場合であっても焼却は最小限にとどめ、風向きや時間帯等を考慮し、周辺の住宅などに影響がないよう十分御注意ください。

【注意】刈草等の焼却について

「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出書」は、**焼却等の行為を許可するものではありません。**行政機関が実施状況を把握するために提出していただくものです。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、**一部例外を除き廃棄物の焼却は禁止**されています。

- ・煙によって「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがつく」「のど・目が痛くなった」「気分が悪くなった」などの苦情が、市へ多く寄せられています。
- ・例外行為以外の焼却は警察に通報され、取り締まりの対象になることがあります。
- ・火災予防上不適切な行為は、状況に応じて消防隊が現地調査を行い、消火活動を行う場合があります。
- ・行為者本人が関係各機関へ連絡し、行為内容について指導を受けてください。

(6) ごみの処理方法について

- ・燃やせないごみ

一時的に各自治会で保管し、資源ごみ、埋立ごみの収集日に処理をお願いします。

- ・燃やせるごみ

中遠クリーンセンターへ直接搬入してください。

別紙3の記入例を参考に「一般廃棄物処理手数料減免申請書」をクリーンセンター計量所窓口へ提出してください。自治会活動で出た可燃ごみであれば、書類に自治会長の記名・押印及び必要事項の記入で、手数料は無料になります。

※署名（自書）の場合は、申請書への捺印は不要です。

2 実施後の提出書類

(1) 自治会長の業務

別紙5の記入例を参考に「河川愛護及び環境美化運動事業実績報告書」を自治会連合会長の指定する日までに提出してください。

(2) 自治会連合会長の業務

各自治会分を取りまとめ後、11月28日（金）までに市役所維持管理課に提出してください。

3 その他

(1) 車両借上料の支払い

「河川愛護及び環境美化運動事業実績報告書」の内容を確認し、車両の使用があった場合は、1台あたり3,500円を2月中に各自治会にお支払いします。上限は、1自治会あたり7,000円（2台分）となります。車両の使用があった場合は必ず報告書に記載をお願いします。報告書に記入がない場合は支払いができません。

(2) 河川愛護報償金

「河川愛護及び環境美化運動事業実績報告書」の内容により、2月中に維持管理課から各自治会にお支払いします。

4 美化運動活動中の事故、ケガによる保険について

市で「市民総合賠償保険」に加入しております。

美化運動の活動中にケガをされた場合などは、速やかに市役所環境政策課まで御連絡をお願いします。（電話 44-3115）

保険の対象となる事故かどうかの判断を保険会社に連絡・相談し判定しております。

判定の結果、対象となれば事故報告書用紙を郵送いたしますので、自治会の環境美化活動における代表者様にて事故報告書用紙に記入し、次の添付書類を添えて御提出ください。

★添付書類

- ①「事故当時の活動が把握できる資料」（自治会にて作成したチラシ等）
- ②「団体の概要が把握できる資料」及び「当時の参加者名簿」（参考程度）
- ③「医療機関を受診した際の明細及び請求書・領収書」（写し）

◆事故が発生した際は、その事故の状況が把握できるよう現場写真及びケガをされた方の住所・氏名・生年月日・連絡先・性別を控えていただきますようお願いいたします。

※環境美化運動中の事故に関する保険については、令和元年10月30日付け袋環第154-2号で通知しております。次のページに写しを添付しますので、御確認ください。



袋 環 第 154-2 号
令和元年 10 月 30 日

自治会長 各位

袋井市環境政策課長 幡 鎌 俊 介

自治会活動における保険について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、本市の環境行政につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、例年自治会に環境美化運動の実施をお願いしておりますが、環境美化運動中に対物・対人事故が発生した場合、これまでは市が加入する市民総合賠償補償保険の「賠償責任保険」で対応しておりました。この「賠償責任保険」は、市が所有（使用、管理）する施設の瑕疵や、市が行うイベント等での過失を原因とする事故について、市に法律上の賠償責任が生じた際に市が被る損害を補てんする保険です。

このたび、この「賠償責任保険」の請求について、保険会社から環境美化運動は市が依頼した活動ではあるものの、実際に活動を管理しているのは自治会であることから、環境美化運動中の対物・対人事故は、市が加入する「賠償責任保険」では対応できない旨、指摘がありました。

つきましては、今後は環境美化運動中の対物・対人事故については、各自治会が加入する保険で対応していただきますようお願い申し上げます。また、保険未加入の自治会につきましては、保険加入を御検討いただき、自治会活動における事故に備えていただくようあわせてお願い申し上げます。

なお、環境美化運動中に作業者本人が怪我をしてしまった場合の補償は、従来どおり「補償保険」で対応できますので、事故発生時には速やかに環境政策課まで御報告いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

〔 担当 環境衛生係 杉森 〕
〔 電話 4 4 - 3 1 1 5 〕

【裏面も御確認ください。】

市が加入している「市民総合賠償保障保険」の対象となる事故

1 賠償責任保険

- ①市が所有、使用、管理する施設の不備・欠陥
- ②市の業務遂行上の過失
- ③市の施設において提供される飲食物

これらに起因して

第三者の身体または生命を害したり、財物をき損もしくは汚損し、
市が民事上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払われる保険

*** 美化運動実施中に草刈機が小石を跳ね飛ばして、車のガラスが割れた場合などは対象外**

2 補償保険

自治会などが行う、社会福祉活動（市から依頼された業務・活動）が対象となり、無報酬で行われる活動など、いくつか条件がありますが、環境美化運動や資源ごみの回収は対象になります。

住民個人が怪我

偶発的な事故によって死亡、後遺障害、入院、通院を伴う障害を被った場合に、
市の賠償責任に関係なくお見舞金支払われます。

*** 美化運動を実施している方が、転んで怪我をした、蜂に刺された等が対象**

【自治会が加入する自治会活動保険の一例】

- ・賠償責任（対人・対物共通／1事故につき） 支払限度額 1 億円
- ・傷害（通院保険金日額（1 被保険者につき） 支払限度額 1,500 円
- ・保険料 世帯数 150 世帯の場合 約 46,000 円
世帯数 1,500 世帯の場合 約 317,000 円

**※自治会活動保険の支払限度額や保険料は補償内容、世帯数などによって異なります。
加入にあたっては、お近くの保険代理店へ御相談ください。**

環境美化運動に関する書類のダウンロード方法について

環境美化運動に伴いご利用いただく書類については、年度初めに各自治会へ配布しておりますが、袋井市ホームページからもダウンロードができますので、必要に応じてご活用ください。

ダウンロード方法

- 1 袋井市ホームページ (<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)
ページ左上部の「暮らし・手続き」をクリック



- 2 「暮らし手続き」→「環境・エネルギー・公害」→「環境全般」と進み「袋井市環境美化運動について」をクリック



3 ページ内に、実施要領を含め、各種届出書類がありますので、印刷・ダウンロードしてご活用ください。

令和5年度 袋井市環境美化運動について

👍 いいね! 📄 シェアする 📄 ポスト

更新日：2023年04月25日

袋井市環境美化運動

地区内の快適な生活環境を整えるため、自治会などで年2回の環境美化運動をお願いしています。

内容

草刈り、排水路の清掃、ごみ拾いなど

 [令和5年度 袋井市環境美化運動実施要領 \(PDFファイル: 2.2MB\)](#)

環境美化運動届出書類一覧

環境美化運動関係の提出書類につきまして、様式が必要な場合は下記添付ファイルからダウンロードできます。

-  [会提出書類（記入例） \(PDFファイル: 727.6KB\)](#)
-  [刈草用コンテナ設置計画書 \(Excelファイル: 35.5KB\)](#)
-  [廃土用コンテナ設置計画書 \(Excelファイル: 36.0KB\)](#)
-  [水災と紛らわしい標または水災を発する恐れのある行為の届出書 \(Wordファイル: 35.5KB\)](#)
-  [自治会直接搬入用届出書（刈草） \(Excelファイル: 34.0KB\)](#)
-  [一般廃棄物処理手数料減免申請書 \(Wordファイル: 17.4KB\)](#)
-  [河川愛護及び環境美化運動事業実績報告書（自治会） \(Excelファイル: 32.4KB\)](#)

家庭から出る草木回収コンテナ設置【担当：廃棄物対策課】

キーワード検索

Google 検索

環境全般

- 環境通信
- 「アカカミアリ（特定外来生物）」が発見されました
- 「原野谷川生物マップ」を作成しました
- 「市民環境ネットふくろい」会員登録
- ふじのくにエコショップ宣言制度
- ハチの駆除について
- 令和5年度 袋井市環境美化運動について
- 外来生物にご注意ください
- 市民環境ネットふくろいの功労表彰
- 浄化槽の適正な維持管理
- 空き地の適正管理をお願いします

★オンライン申請はこちら★
質問をしてみてください！



環境政策課環境衛生係
電話：44－3115

環境美化運動における刈草用コンテナ設置計画書

提出日 令和7年4月4日

自治会	自治会名 〇〇〇自治会	自治会長名 〇〇 〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 担当者名 〇〇 〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇)	
実施日	令和 7 年 4 月 20 日 (日曜日) 実施日が雨天等により変更となった場合は、週明けに環境政策課まで御連絡くださるようお願いいたします。(電話44-3115)		
予備日	令和 7 年 4 月 27 日 (日曜日)		
設置希望基数	1 基	※ コンテナ容量	環境政策課で記入 8m ³ ・ 10m ³ 3.6×2×1.1 3.6×2×1.4
集 積 場 所			
集積場所の位置を、下に図示してください。(原則として1自治会2箇所以内) ※コンテナを設置する業者に場所の説明をしますので、「別紙のとおり」として住宅明細図等地図を添付していただくか、直接位置図をわかりやすく記入していただくようお願いいたします。 (直接記入する場合は、目印になりやすい道路や建物などの人工物も御記入ください。) ※コンテナの位置について指示がある場合も、詳細を御記入ください。 (例: 入口を北側にして設置、なるべく道の左側に寄せてほしい など) ※コンテナ設置時間の指定はできません。設置に立ち会う場合は業者から事前に連絡しますので、「業者からの事前連絡」の「要」に○をつけてください。			
業者からの事前連絡		要 ・ 不要	

- ※1 この計画書は、**刈草用**のコンテナ設置を希望される自治会のみ提出となります
- 2 運動実施日の**10日前**までに市役所環境政策課までご提出ください。
- 3 コンテナは業者に発注しており、実施日間際のご連絡ではご用意できない場合がございます。
その際は、別日への持ち越しとなりますのでご承知おきください。
- 4 コンテナの設置は、実施日の前日となります。
- 5 設置業者 ●●(株)(電話: 42-●●●●●)
- ※設置時間については直接業者へお問い合わせ願います。

環境美化運動における廃土用コンテナ設置計画書

提出日 令和7年4月4日

自治会	自治会名 〇〇〇自治会	自治会長名 〇〇 〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 担当者名 〇〇 〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇)	
実施日	令和 7 年 4 月 20 日 (日曜日) 実施日が雨天等により変更となった場合は、週明けに環境政策課まで御連絡くださるようお願いいたします。(電話 44-3115)		
予備日	令和 7 年 4 月 27 日 (日曜日)		
土のう袋の枚数	150 枚	土のう袋配布日(環境課記入) 年 月 日	
コンテナ設置 希望基数	1 基	※ コンテナ容量	環境政策課で記入 10m ³ 8m ³ 1m ³ 3.6×2×1.4 3.6×2×1.4 約50袋 その他希望容器を記入
集 積 場 所			
集積場所の位置を、下に図示してください。(原則として1自治会2箇所以内) ※コンテナを設置する業者に場所の説明をしますので、「別紙のとおり」として住宅明細図等地図を添付していただくか、直接位置図をわかりやすく記入していただくようお願いいたします。(直接記入する場合は、目印になりやすい道路や建物などの人工物も御記入ください。) ※コンテナの位置について指示がある場合も、詳細を御記入ください。 (例: 入口を北側にして設置、なるべく道の左側に寄せてほしい など) ※コンテナ設置時間の指定はできません。設置に立ち会う場合は業者から事前に連絡しますので、「業者からの事前連絡」の「要」に○をつけてください。			
業者からの事前連絡		要・不要	

- ※1 この計画書は、**廃土用**のコンテナ設置を希望される自治会のみ提出となります。
- 2 運動実施日の**10日前**までに市役所環境政策課までご提出ください。
- 3 コンテナは業者に発注しており、実施日間際のご連絡ではご用意できない場合がございます。
その際は、別日への持ち越しとなりますのでご承知おきください。
- 4 コンテナの設置は、実施日の前日となります。
- 5 設置業者: ●●(電話: 44-●●●●)
- ※設置時間については直接業者へお問い合わせ願います。

別紙3

記入例

様式第2号（第7条関係）

一般廃棄物処理手数料減免申請書

令和 7 年 4 月 21 日

袋井市森町広域行政組合 管理者

申請者 住所 袋井市新屋 1 - 1 - 1

※木竹類・草はリサイクルに回します
 ますので、他のゴミと混入しない
 ようにお願いします。

氏名 ○○自治会

自治会長 袋井 太郎

電話 ○○-○○○○

自署又は押印

袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター条例第7条の規定により、次のとおり減免されたく申請します。

申請理由	自治会内の環境美化運動として、4月20日に環境美化運動として、地域内の公園や道路の清掃と草刈りを実施し、その際に集めた燃やせるごみと刈草を処分するため。		
年度別	令和 7 年度		
搬入年月日	令和 7 年 4 月 21 日		
焼却物の種類	紙・布・木竹類・草・生ごみ類・その他（ ）		
数量	t 車	1 台	kg
※区分			
※処理手数料	該当するものを 囲んでください。		円
※減免申請額			円
※差引納付額			円
※意見欄			

(注)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 本申請書は、搬入の際に必ず提出してください。事後の申請は認められません。

別紙4

記入例

第12号様式（第10条関係）

火災とまぎらわしい煙または火炎
を発生おそれのある行為の 届出書

令和 7 年 4 月 4 日	
袋井市森町広域行政組合 消防長 様	
届出者 住所 袋井市新屋 1 - 1 - 1 (電話 〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇〇自治会 氏名 自治会長 袋井 太郎	
発生予定日時	自 令和 7 年 4 月 20 日 9 時 00 分 至 令和 7 年 4 月 20 日 11 時 00 分
発生場所	〇〇川堤防
燃焼物品名 及び数量	堤防刈草（河川）
目的	環境美化運動に伴う刈草の焼却
消火準備の概要	消化器、バケツなど
その他必要 な事項	（作業人員や天候等による順延日など御記入ください）
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄
消防署受付欄 <u>運動実施の10日前までに消防署へ提出してください。</u>	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 発生場所の略図を添付すること。

別紙5

記入例

河川愛護及び環境美化運動 事業実績報告書(自治会)

自治会名 ○ ○ ○ 自治会

自治会長名 ○ ○ ○ ○

連絡先電話番号 ○ ○ - ○ ○ ○ ○

【河川愛護】

※河川の草刈り及び調整池の清掃分のみ記載して下さい。

実 施 日	河 川 名		原 野 谷 川			
	調 整 池 ※池沼(ため池等)は対象外です		2 箇 所			
	河 川			調 整 池		
5月 11日 (日)	参加者	90 人	作業延長	1,500 m	参加者	人
			作業面積	7,500 m ²	作業面積	m ²
9月 21日 (日)	参加者	70 人	作業延長	1,500 m	参加者	20 人
			作業面積	7,500 m ²	作業面積	700 m ²
月 日 ()	参加者	人	作業延長	m	参加者	人
			作業面積	m ²	作業面積	m ²
月 日 ()	参加者	人	作業延長	m	参加者	人
			作業面積	m ²	作業面積	m ²
合 計	参加者	160 人	作業延長	3,000 m	参加者	20 人
			作業面積	15,000 m ²	作業面積	700 m ²

【環境美化運動】

実施日	排水路・街路等 (作業内容を○で囲んで下さい)	参 加 者	車両使用台数 (該当箇所チェックをつけて下さい)
4月 20日 (日)	草 刈 ○ 排水路清掃 ○ ごみ拾い ○ その他 ()	80 人	☐ 使用なし ☒ 1 台 ☐ 2 台以上
9月 7日 (日)	○ 草 刈 排水路清掃 ごみ拾い その他 ()	85 人	☐ 使用なし ☐ 1 台 ☒ 2 台以上

※この報告書は、今年度の河川愛護及び環境美化運動終了後、地元自治会連合会長の指定の期日までに自治会連合会長へ提出してください。(この報告書は、自治会連合会長が取りまとめ、維持管理課に提出されます。)
※河川愛護の提出は11月末日の開庁日までに維持管理課へお願いします。

担 当	【河川愛護】 袋井市役所 維持管理課 管理係	電話番号：44-3130
	【環境美化】 袋井市役所 環境政策課 環境衛生係	電話番号：44-3115

環境美化運動における刈草用コンテナ設置計画書

		提出日 年 月 日	
自治会	自治会名	自治会長名 (電話) 担当者名 (電話)	
実施日	年 月 日 (曜日) 実施日が雨天等により変更となった場合は、週明けに環境政策課まで御連絡くださるようお願いいたします。(電話44-3115)		
予備日	年 月 日 (曜日)		
設置希望基数	基	※ コンテナ容量	環境政策課で記入 8m^3 ・ 10m^3 $3.6 \times 2 \times 1.1$ $3.6 \times 2 \times 1.4$
集 積 場 所			
集積場所の位置を、下に図示してください。(原則として1自治会2箇所以内)			
業者からの事前連絡 要 ・ 不要			

- ※1 この計画書は、**刈草用**のコンテナ設置を希望される自治会のみでの提出となります。
- 2 運動実施日の**10日前**までに市役所環境政策課までご提出ください。
- 3 コンテナは業者に発注しており、**実施日間際**のご連絡ではご用意できない場合がございます。
その際は、別日への持ち越しとなりますのでご承知おきください。
- 4 コンテナの設置は、実施日の前日となります。
- 5 設置業者 (有)西谷商店(電話:42-5025)
- ※設置時間については直接業者へお問い合わせ願います。

環境美化運動における廃土用コンテナ設置計画書

提出日 年 月 日

自治会	自治会名	自治会長名 (電話) 担当者名 (電話)			
実施日	年 月 日 (曜日) 実施日が雨天等により変更となった場合は、週明けに環境政策課まで御連絡くださるようお願いいたします。(電話 44-3115)				
予備日	年 月 日 (曜日)				
土のう袋の枚数	枚			土のう袋配布日(環境課記入) 年 月 日	
コンテナ設置 希望基数	基	※ コンテナ容量	環境政策課で記入		
			10m ³ 3.6×2×1.4	8m ³ 3.6×2×1.1	1m ³ 約50袋
集 積 場 所					
集積場所の位置を、下に図示してください。(原則として1自治会2箇所以内)					
業者からの事前連絡 要 ・ 不要					

※1 この計画書は、**廃土用**のコンテナ設置を希望される自治会のみ提出となります。

2 運動実施日の**10日前**までに市役所環境政策課までご提出ください。

3 コンテナは**業者に発注しており、実施日間際のご連絡ではご用意できない場合がございます。**
その際は、別日への持ち越しとなりますのでご承知おきください。

4 コンテナの設置は、実施日の前日となります。

5 設置業者: アンドー物流(有)(電話: 44-1130)

※設置時間については直接業者へお問い合わせ願います。

様式第 2 号（第 7 条関係）

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

袋井市森町広域行政組合 管理者

申請者 住所

氏名

電話

袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター条例第 7 条の規定により、次のとおり減免されたく申請します。

申 請 理 由			
年 度 別	年度		
搬 入 年 月 日	年 月 日		
焼 却 物 の 種 類	紙・布・木竹類・草・生ごみ類・その他（ ）		
数 量	t 車	台	kg
※ 区 分			
※ 処 理 手 数 料	円		
※ 減 免 申 請 額	円		
※ 差 引 納 付 額	円		
※ 意 見 欄			

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 本申請書は、搬入の際に必ず提出してください。事後の申請は認められません。

第12号様式（第10条関係）

火災とまぎらわしい煙または火炎
を発生おそれのある行為の 届出書

		年		月		日	
袋井市森町広域行政組合 消防長				様			
		届出者		住所			
				(電話		)	
				氏名			
発生予定日時	自	年	月	日	時	分	
	至	年	月	日	時	分	
発生場所							
燃焼物品名 及び数量							
目的							
消火準備の概要							
その他必要 な事項							
※ 受付欄				※ 経過欄			
消防署受付欄							

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 発生場所の略図を添付すること。

河川愛護及び環境美化運動 事業実績報告書(自治会)

自治会名	自治会
自治会長名	
連絡先電話番号	

【河川愛護】 ※河川の草刈り及び調整池の清掃分のみ記載して下さい。

実 施 日	河 川 名					
	調 整 池 ※池沼(ため池等)は対象外です		箇			
	河 川			調 整 池		
月 日 ()	参加者	人	作業延長	m	参加者	人
			作業面積	m ²	作業面積	m ²
月 日 ()	参加者	人	作業延長	m	参加者	人
			作業面積	m ²	作業面積	m ²
月 日 ()	参加者	人	作業延長	m	参加者	人
			作業面積	m ²	作業面積	m ²
月 日 ()	参加者	人	作業延長	m	参加者	人
			作業面積	m ²	作業面積	m ²
合 計	参加者	人	作業延長	m	参加者	人
			作業面積	m ²	作業面積	m ²

【環境美化運動】

実施日	排水路・街路等 (作業内容を○で囲んで下さい)	参 加 者	車両使用台数 (該当箇所にチェックをつけて下さい)
月 日 ()	草 刈 排水路清掃 ごみ拾い その他 ()	人	☐ 使用なし ☐ 1 台 ☐ 2 台以上
月 日 ()	草 刈 排水路清掃 ごみ拾い その他 ()	人	☐ 使用なし ☐ 1 台 ☐ 2 台以上

※この報告書は、今年度の河川愛護及び環境美化運動終了後、地元自治会連合会長の指定の期日までに自治会連合会長へ提出してください。(この報告書は、自治会連合会長が取りまとめ、維持管理課に提出されます。)
 ※河川愛護の提出は11月末日の開庁日までに維持管理課へお願いします。

担 当	【河川愛護】 袋井市役所 維持管理課 管理係 電話番号：44-3130
	【環境美化】 袋井市役所 環境政策課 環境衛生係 電話番号：44-3115